

資料8

緑地認定制度等について

主な緑地の保全に係る区域指定制度の概要(行為の規制(担保力))

担保力 強い ↑	指定区域名	根拠法	指定権者	期 間	備 考	関連基礎用語集収載
	公有地化	都市計画公園 都市計画緑地	都市計画法 都市緑地法 都市公園法	市・都	恒久的な緑地の保全	
	樹林地	東久留米市の みどりに関する 条例 都市緑地法	市	恒久的な緑地の保全	市有地	
行為の制限 <許可>	特別緑地保全地区	都市緑地法	市・都	恒久的な緑地の保全	買取り想定	○
	緑地保全地域	東京における 自然の保護と 回復に関する 条例	都	—	都の買取り想定	○
	歴史環境保全地域			—	都の買取り想定	○
	都市公園	東久留米市都 市公園条例	市	—	公有地等	
行為の制限 <許可>	生産緑地地区	都市計画法 生産緑地法	市	30年経過す ると買取りの 申し出が可能	市街化区域内 500㎡以上 (条例で面積要件を 300㎡まで引き下げ 可能)	○
	特定生産緑地制度	都市計画法 生産緑地法	市	30年経過 後、買取りの 申出ができる 期間が10年 延期可能 (繰り返しも 可)	市街化区域内 500㎡以上 (条例で面積要件を 300㎡まで引き下げ 可能)	
行為の制限 <届出>	緑地保全地域	都市緑地法	市・都	—	—	○
	緑地保護区域	東久留米市 みどりに関する 条例	市	—	概ね10,000㎡以上の 樹林地	○
	保存樹林			単年度契約	1,000㎡以上の樹林 地	○
公開等の協定	市民緑地	都市緑地法	市 (みどり法 人の指定も 市)	契約期間 5年以上	・市計画区域内300 ㎡以上 ・市またはみどり法人 との契約による(認定 緑地) ・市またはみどり法人 等が管理を行う	○
	森の広場	東久留米市 みどりに関する 条例	市	借り上げ 単年度契約	—	○
↓ 弱い						